

福知山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年1月19日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和5年度及び令和4年度補助金等

3 監査の実施期間

令和5年10月3日から令和5年11月6日まで

4 監査対象部等

教育委員会 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、学校給食センター
中央公民館、図書館

地域振興部 人権推進室、まちづくり推進課、三和支所、夜久野支所、大江支所
文化・スポーツ振興課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

教育委員会 学校教育課（監査日 10月5日～10月6日）

1 補助金等について

- （1）補助金の交付から精算報告までの過程において、適切な事務執行となっていないものが見受けられた。補助金事務の適正化に努められたい。
- （2）補助金の交付事務において、精算報告書の処理が適切でないものが見受けられた。補助金事務の適正化に努められたい。

教育委員会 中央公民館（監査日 10月12日）

1 歳入について

収入金の調定事務において、調定伝票の決裁で適切でないものが見受けられた。事務処理の適正化に努められたい。

2 その他について

- （1）公民館の使用許可及び使用料納入において、適切な事務処理となっていないものが見受けられた。条例、規則に則った適正な事務処理を行われたい。
- （2）地域運動場の使用許可において、許可決裁が確認できないものがあった。条例、規則に則った適正な事務処理を行われたい。
- （3）公民館使用許可申請において、使用許可決裁を受けていないものが複数あった。条例、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

地域振興部 人権推進室（監査日 10月23日～10月24日）

1 財産管理について

郵便切手の管理において、受払簿と切手保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。また、受払簿に使用者名が記入されていないものが見受けられた。管理の適正化に努められたい。

地域振興部 文化・スポーツ振興課（監査日 10月25日～10月27日）

1 歳入について

施設使用料の収入事務において、適切な事務執行となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。

2 文書取扱について

文書收受において、文書取扱が適切でないものが複数見受けられた。事務処理の適正化に努められたい。

3 補助金等について

(1) 補助金の交付事務において、交付申請書の受付後の事務手続きに長期間を要しているものが見受けられた。適切な事務処理に努められたい。

(2) 補助金の事前着手において、適切な申請手続きとなっていないものが見受けられた。補助金要綱等に則った適正な事務処理を行われたい。

(3) 補助金の交付事務において、交付申請書や実績報告書などで不備のあるものが複数見受けられた。受付時の点検等を徹底されたい。

地域振興部 大江支所（監査日 11月6日）

1 契約について

物品購入の見積書において、記載事項等が適切でないものが見受けられた。適切な事務処理に努められたい。